一、解雇手当ノ制定

解雇ノ退職手当ノ俸給額ヲ支給スルコト

一 週休制度ノ廃止ヲナシ毎月二ケ日ニ休日ヲ定メ其他ノ休日ハ本給ヲ支給スルコト

一 [illegible]ハ本給ヲ支給スルコト

一 解雇ノ場合ノ労働手当ノ外十四日分ノ日給ヲ支給スルコト

五、解決事項

一 当社都合ニ由リ退職スルモノニ対シテハ左記ノ手当ヲ支給ス

一ケ年以上ノ在職者 日給ノ七日分

二ケ年以上 仝 十五日分

三ケ年以上 仝 廿日分

五ケ年以上 仝 卅日分

五ケ年以上ハ一ケ年ヲ増ス毎ニ日給ノ七日分ヲ十ケ年以上ハ一ケ年ヲ増ス毎ニ日給ノ一日分ヲ加算スルコト

一 解雇スル場合ハ手当ノ外ニ退職ノ時ノ月ノ俸給ヲ支給ス

一 休業日数ハ現行ノ通

一 営業上ノ都合ニ[illegible]本給マデノ金額ヲ扶助ス

六、関係組合 関東合同労働組合

七、労働者総数 三十名

八、組合加盟員数 三十名

[illegible]

労働争議調査表（B）

一、発生月日 [illegible]

二、解決月日 [illegible]

三、原因 [illegible]

[illegible]

四、要求事項

1. [illegible]

2. [illegible]

3. [illegible]

五、解決事項

1. [illegible]

2. [illegible]

[illegible]